

# 国際競技大会情報ネットワーク形成支援事業

## 要求要旨

- 我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの振興のみならず、国際親善、地域の活性化等に大きな意義を有する。
- 特に、東日本大震災以降、日本で国際競技大会やスポーツ研究集会等の円滑な開催に困難な状況がみられる。
- 世界に向けた、的確な情報収集と効果的な情報発信が求められている。
- 審判員やサポートスタッフ、また、ジュニアアスリートにおいても人的ネットワークの構築が必要である。
- 被災地等における新たな国際競技大会を企画し、開催することが求められている。

## 日本の国際力強化 のための環境整備

- ☆ 世界のスポーツ情報のセンター等における情報収集・発信活動の展開
- ☆ IOC、IFとNF等のネットワークの形成支援
- ☆ 審判員・サポートスタッフ等の国際的ネットワークの構築
- ☆ 新たな国際競技大会等の検討

### 国際競技大会等での情報 収集・発信活動及びその支援

- 国際競技大会や会議、国際団体の本部等において、日本の安全性等について、直接情報発信し理解を得る。
- 国際会議等に出席するNF役員等を現地で支援する。
- 世界のスポーツ情報をいち早く収集し、国内スポーツ団体等と共有する。

### 厚みを持った 人的ネットワークの構築

- 国際審判員・国際大会サポートスタッフに関する国際的コミュニティへの積極的な参加を支援する。
- ジュニアアスリートを国際競技大会に派遣し、情報収集・発信活動に参画。

### 新たな国際競技大会等 の検討

- 新たな国際競技大会・スポーツ研究集会等の企画・立案を有識者により検討する。

## 具体的な 事業内容

### 〈参考〉スポーツ基本法

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第19条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際的な規模のスポーツ研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

### 〈参考〉スポーツ基本法

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第27条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的機運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入等に必要な特別の措置を講ずるものとする。